

補装具費支給マニュアル

令和6年7月

長 崎 県 障 害 福 祉 課
長崎県こども・女性・障害者支援センター

＜項目＞

第1章 補装具に関する基本的事項

- 1 補装具の定義
- 2 補装具費支給の目的
- 3 借受けについて
- 4 関係各法に基づく補装具費支給との適用関係について
- 5 補装具の種目
- 6 補装具費支給の対象者
- 7 18歳未満の補装具費支給
- 8 補装具費支給の流れ
- 9 取扱い留意事項

第2章 長崎県補装具費支給に係る判定事務取扱要領

- 1 目的
- 2 要否判定の区分
- 3 要否判定及び支給決定の方法
- 4 判定依頼
- 5 判定書の交付
- 6 適合判定
- 7 特例補装具
- 8 判定依頼の取下げ
- 9 諸様式（様式1～35）

第3章 参考資料

- 1 福祉用具支給制度選択のチャート
- 2 補装具種目別の判定区分
- 3 補装具の種類とその解説
- 4 補装具の耐用年数
- 5 身体障害児の義肢・装具の使用年数
- 6 関係様式 別表
- 7 車椅子付属品の「クッション」の判定基準

第1章 補装具に関する基本的事項

1 補装具の定義

障害者総合支援法において、補装具の定義は、次の各項に掲げる条件を全て満たすものです。特に支給の要件を決定するにあたり③の要件は重要です。

- ① 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
- ② 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- ③ 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

（障害者総合支援法施行規則第六条の二十より）

2 補装具費支給の目的

補装具は、身体障害者、身体障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病に該当する難病患者等（以下「身体障害者・児」という。）の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等（以下「身体障害者」という。）の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児及び18歳未満の難病患者等（以下「身体障害児」という。）については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものです。

3 借受けについて

補装具は、身体障害者・児の身体状況に応じて個別に身体への適合を図ることが必要であるため、購入することが原則である。このため、補装具の借受けについては、障害者総合支援法及び障害者総合支援法施行規則において、「借受けによることが適当である場合」として、①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合、②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合、③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合とされています。

4 関係各法に基づく補装具費支給との適用関係について

障害者総合支援法以外の関係各法の規定に基づき補装具の給付等が受けられる者については、当該関係各法に基づく給付等を優先して受けるよう取り扱うものとされています。

※ 参考資料「福祉用具支給制度選択のチャート」（第3章参照）

5 補装具の種目

対象種目は、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 528 号「補装具の種目、購入等に要する費用の額算定等に関する基準」にて定められています。

義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

《18歳未満のみ対象となる種目》

座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

6 補装具費支給の対象者

身体障害者手帳の所持者及び難病患者等です。

ただし、他の各法との関係あるいは一定所得以上の場合には支給対象外となることもあります。

また、種目により対象者が限られますので、対象者については、第 3 章を参照してください。

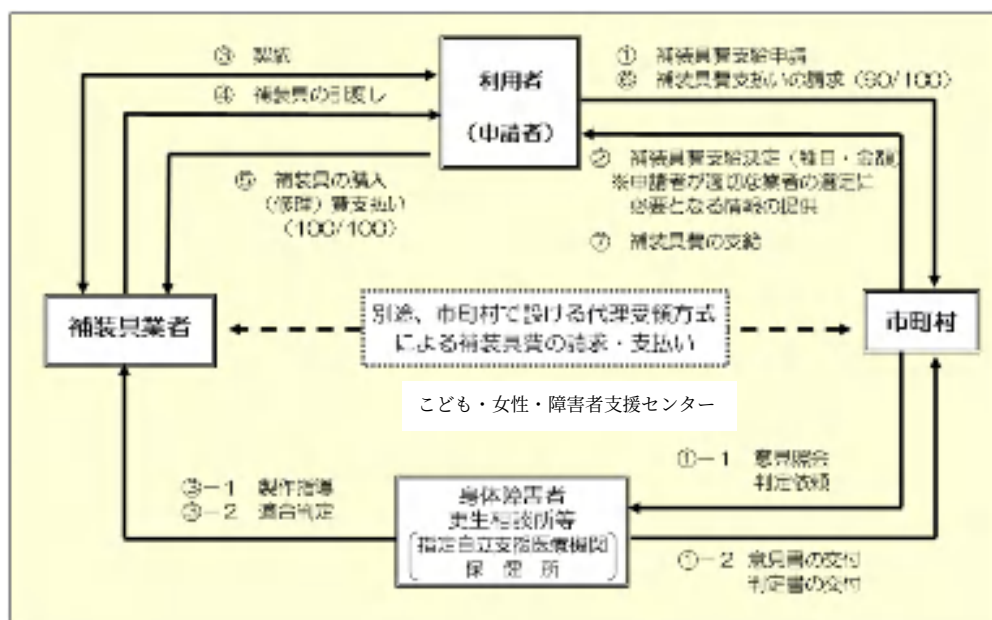
7 18 歳未満の補装具費支給

18 歳未満の身体障害児に係る補装具（特例補装具を含む。）については、身体障害者福祉法 15 条第 1 項に基づく指定医による意見書により市町が支給決定を行うこととなっています。

市町における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的に助言を必要とする場合には、長崎こども・女性・障害者支援センター及び佐世保こども・女性・障害者支援センター（以下、「こども・女性・障害者支援センター」という。）の助言を求めることとなります。よって、こども・女性・障害者支援センターの判定を受ける必要はありません。

ただし、借受けによる支給申請があった場合は、医師が作成する補装具費支給意見書等によるこども・女性・障害者支援センターの判定が必要となります。

8 補装具費支給の流れ



(1) 申請について

① 申請窓口は、各市福祉事務所あるいは各町障害福祉担当課です。申請手続き及び必要書類については、こども・女性・障害者支援センターに確認してください。

② 申請する際、補装具費支給意見書及び処方箋の添付を必要とします。
ただし、こども・女性・障害者支援センターにて直接支給判定を受ける場合は、意見書及び処方箋の添付は必ずしも必要ではありません。

なお、補装具費支給意見書を作成する医師は、以下の要件を満たす者であり、身体障害者は(ア)～(ウ)、身体障害児は(ア)～(オ)、難病等は(ア)～(カ)までに掲げる医師が作成したものであること。

- (ア) 身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医（日本専門医機構が認定した専門医又は所属学会認定の専門医）
- (イ) 指定自立支援医療機関の医師（日本専門医機構が認定した専門医又は所属学会認定の専門医）
- (ウ) 国立障害者リハビリテーションセンター学院で行う補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師
- (エ) 上記と同等と認める医師 ※補装具費支給意見書のみで市町が判断する種目に限る
- (オ) 保健所の医師
- (カ) 難病法第6条第1項に基づく指定医師

※ 補装具費支給意見書及び処方箋の様式は、「長崎県補装具費支給に係る判定事務取扱要領」にて定めています。

(2) 支給の決定

市町が補装具費支給の決定を行うには、補装具は個々の身体障害者・児について、その障害状況の把握及び身体への高度な適合性の判断が求められることから、原則、こども・女性・障害者支援センターによる医学的判定が必要となります。

しかし、身体障害者・児の利便性や事務手続きの簡素化の観点から、補装具の種目によっては必ずしもこの判定を必要とせず、市町の判断で迅速に支給できることとされています。

長崎県においては、「補装具費支給事務取扱指針」を基に「長崎県補装具費支給に係る判定事務取扱要領」を作成し、判定を行っております。

種目別の判定方法は、下記のとおりです。

① 申請者の来所によるこども・女性・障害者支援センターの判定に基づき市町が決定するもの

義肢、装具、姿勢保持装置、電動車椅子

② 医師が作成する補装具費支給意見書によるこども・女性・障害者支援センターの判定に基づき市町が決定するもの

補聴器、車椅子（オーダーメイド）、重度障害者用意思伝達装置

③ 医師が作成する補装具費支給意見書等により市町が判断のうえ決定するもの

義眼、眼鏡（矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用）、車椅子（レディメイド）、歩行器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）

ただし、人工内耳用音声信号処理装置の修理の場合は、補装具支給意見書及び補装具費支給事務取扱要領別紙2の人工内耳用音声信号処理装置確認票により、補装具業者が修理可能であることや医療保険給付で行われる交換でないこと、人工内耳メーカー等の保証期間外となっていること、人工内耳メーカーと提携する任意保険（動産保険）に加入していないこと等を確認すること。

④ 申請書等で市町の判断により決定

視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ（一本つえを除く）

《市町の役割》

市町は、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具業者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努める役割を担っています。

《こども・女性・障害者支援センターの役割》

こども・女性・障害者支援センターは、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町の支援機関として、補装具の専門的な直接判定の他に、市町への技術的支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具業者に対する指導を行う役割を担っています。

（３）適合判定

こども・女性・障害者支援センターが作成した判定書に基づいて製作された補装具の費用の支給をする場合は、こども・女性・障害者支援センター等による適合判定を受けなければなりません。実施方法は、支給決定の際の判定方法により下記のように実施します。

① 申請者の来所によるこども・女性・障害者支援センターの判定に基づき市町が決定するもの

こども・女性・障害者支援センターが直接適合判定を実施すること。

② 医師が作成する補装具費支給意見書によるこども・女性・障害者支援センターの判定に基づき市町が決定するもの

意見書を作成した医師が適合判定を実施すること。

③ 医師が作成する補装具費支給意見書により市町が判断のうえ決定するもの

意見書を作成した医師が適合判定を実施すること。

④ 申請書等で市町の判断により決定

市町が確認をすること。

(4) 補装具費の支給

- ・利用者は、原則、補装具の購入等にかかる費用の1割を負担します。ただし、世帯の収入等に応じて負担上限額が設定されています。
- ・補装具費は、原則、償還払い方式となっています。
- ・市町と補装具業者が契約を結ぶことで、代理受領方式も可能となります。

《償還払い方式》

① 補装具業者は、購入又は修理に係る補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から補装具の購入又は修理に要した費用についての支払いを受け、領収書を発行する。

借受けに係る補装具については、一月目の借受けに要した費用についての支払いを受け、領収書を発行すること。二月目以降は、毎月の支払いの際に領収書を発行する。

なお、借受けの単位は暦月であるが、その月の途中で仮受けを開始した場合又は終了した場合は、日割り計算により借受けに係る補装具費が支払われるものである。

② 購入又は修理に係る補装具費支給対象障害者等は、①で交付を受けた領収書及び補装具費支給券を添えて、市町に請求する。

借受けに係る補装具費支給対象障害者等は、①で交付を受けた領収書及び補装具費支給券（借受けを行う一月目、一月目及び借受け期間の最終月を除く月、借受け期間の最終月それぞれの様式）を添えて、市町に請求する。

③ 市町は、補装具費支給対象障害者等から領収書等の提出があった場合は、審査の上、支払を行う。

借受けの場合における借受け期間の二月目以降は、補装具費支給対象障害者等からの請求をもって、借受けに係る補装具費の支払を行う。

《代理受領方式》

- ① 補装具業者は、補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から利用者負担額についての支払を受け、領収書を発行するとともに、補装具費支給券の引渡しを受ける。
- ② 補装具業者は、代理受領を行う場合、購入又は修理に係る補装具費支払請求書に、代理受領に対する委任状及び補装具費支給券を添えて、市町に提出する。
借受けに係る補装具費支払請求書については、代理受領に対する委任状及び補装具費支給券（借受けを行う一月目、一月目及び借受け期間の最終月を除く月、借受け期間の最終月それぞれの様式）を添えて、市町に提出する。
- ③ 市町は、補装具業者から、②に掲げる請求書等の提出があった場合は、審査の上、支払いを行う。
借受けの場合における借受け期間の二月日以降は、補装具業者からの請求をもって、借受けに係る補装具費の支払を行う。

9 取扱い留意事項

(1) 購入等に要する費用の額の算定等について

補装具の種目及び購入等に要する費用の額の算定等については、国により定められています。費用の額については上限額が示されており、随時見直しが行われます。

（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 528 号「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」）

（令和 6 年 3 月 29 日こども家庭庁・厚生労働省告示第 6 号「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準 第 15 次改正」）

(2) 特例補装具費の支給について

告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、ニーズに対応するためには、規定されている名称、型式及び基本構造等によることができない場合は、特例補装具費として申請することができます。

その場合は、こども・女性・障害者支援センター又は指定自立支援医療機関の判定又は意見に基づき市町が決定することとなります。

なお、政策要素等が告示上限額を超えることのみをもって特例補装具として取扱うことは適切ではありません。

(3) 支給対象となる補装具の個数について

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個とされています。

しかし、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業上または学校教育上等、特に必要と認めた場合には2個とすることができます。

また、聴覚及び視覚に障害のある盲ろう者については、障害特性を踏まえ、補聴器の複数(両耳)支給や眼鏡の複数(屋内/屋外等)支給等、情報取得に必要であると認められれば、実情に応じた個数を支給することができます。

(4) 耐用年数について

耐用年数は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものです。補装具費の支給を受けた身体障害者・児の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なります。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、以下の具体例を参考に、個々の実情に沿った対応が行われるよう十分に配慮することとされています。また、身体障害児においては、使用年数の定めのない補装具についても、成長速度や使用環境等の心身の発育過程における特殊性を考慮の上、柔軟に対応してください。

【適切な事例】

- ・ 耐用年数等に達していない補装具が修理不能になったので、再支給の決定をした。
- ・ 耐用年数等を経過している補装具について、修理可能との見積もりであったので、修理の支給決定をした。

(5) 差額自己負担について

市町村は、補装具費基準告示と身体機能等を照らし、補装具に求められる機能を判断し、支給決定をしている。そのため、補装具費支給の必要性を認める補装具は、身体機能に適合するように製作され、種目、名称、型式等が支給要件を満たすものとなっているが、使用者本人が希望するデザイン、素材等に加え、自走用車椅子及び電動車椅子にあっては介助者のみが使用する機能の追加により基準額を超えることとなる場合は、追加する当該機能が使用者の身体機能の補完及び適合に影響を与えないと認められる場合に限り、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えない。

また、こども・女性・障害者支援センターにあっては、補装具の処方時に、差額自己負担でのデザイン、素材の変更及び機能追加が明らかとなっている場合は判定書に記載することとなっています。

【差額自己負担の例】

- ・ 視覚障害者安全つえにおいて、日常生活には軽金属等の素材で問題ないものの、より軽量のカーボン製を使用したい場合には、軽金属等の支給基準額との差額を自己負担とした。

- ・眼鏡（遮光用）に視力矯正機能を追加したものの支給対象者は、視野障害だけでなく視力障害の認定基準を満たしていることが必要であるが、視野障害のみで視力障害の認定基準を満たさない場合に、視力矯正機能の追加に要する費用のみを自己負担とした。
- ・補聴器において、支給決定したものと同等の機能を持つ小型軽量なものを使用したい場合に、支給決定額との差額を自己負担した。
- ・自走用車椅子の支給において、介助者のみが使用する機能（介助用ブレーキ等）を追加する場合に、機能を追加した費用のみを自己負担した。（介助用ブレーキなしでの支給基準額との差額自己負担。）

（６）介護保険による福祉用具貸与との適用関係について

65歳以上あるいは介護保険法で規定する特定疾病の40歳以上65歳未満の身体障害者であって、要介護状態又は要支援状態に該当するものが、介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合には、介護保険による福祉用具の貸与が優先されるため、原則として、本制度においては補装具費の支給はできません。

ただし、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される場合には、こども・女性・障害者支援センターの判定等に基づき、本制度により補装具費を支給しても差し支えないこととされています。

（７）借受けについて

借受け対象種目は、①義肢、装具、姿勢保持装置の完成用部品、②重度障害者用意思伝達装置の本体、③歩行器、④座位保持椅子と規定されています。

市町は、補装具申請において借受けが想定される場合は、申請者（身体障害児を含む）の意向をよく聴取した上で、判定依頼書に申請者の意向を記入し、こども・女性・障害者支援センターへ判定依頼が必要です。

判定は、医師が作成する補装具費支給意見書等にて医学的判定を行い、判定書に想定される借受け期間、使用効果等を記載し、市町へ判定結果を送付します。

支給決定の際に決定した借受け期間が終了するにあたっては、改めてこども・女性・障害者支援センターにおいて購入が可能か、借受けを継続するかの必要性を判断することになるため、再度、市町からの判定依頼にてこども・女性・障害者支援センターによる判定、支給決定の手続きが必要になります。

借受けに係る補装具の交換までの期間については、最長1年を原則とします。ただし、市町及びこども・女性・障害者支援センターが必要と判断すれば、概ね1年ごとに再度判定、支給決定を行うことにより、交換までの期間を最長3年程度とすることができます。

(8) 番号法の施行に伴う個人番号利用事務について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、補装具費支給事務について、各市町は番号法に関する各種通知を参照し、マイナンバーを利用した情報連携業務を円滑に実施すること。

補装具費支給事務において提供する項目のうち、「種目名称別コード」を市町が適切に設定できるよう、こども・女性・障害者支援センターは判定書や補装具処方箋に対応するコードを記載すること等により、市町と連携することになっています。

(9) 修理または再支給する場合の対応について

修理や再支給の必要性がある場合、市町村は他制度による適応の有無を確認した上で、補装具業者が定める保障期間や任意保健加入の有無について補装具業者や本人に聴取・確認等を行い、それらでの対応が可能な場合は優先的に活用し、対応することとされています。

※この章は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」を基に編集しています。